

IV、その他注意すべきベトナム税制

1、VATにおけるインボイス制度

- ①「Hoa Don」英語では「red invoice」
または「red bill」赤い領収書と呼ばれている。
- ②入手、保管の重要性
厳格なVATの控除要件
法人税法上の経費計上要件になる。
- ③経理担当者にとって、記載内容の確認と会計・税務面での
記帳、申告において最も大切な書類である。

2、国際間の給与課税

- ①居住者、非居住者の区分
- ②ベトナム源泉に対する20%課税
- ③短期滞在者(183日未満の滞在者)に対する課税
日越租税条約の適用による免税措置

3、移転価格税制

- ①2006年1月からの施行でまだ十分な認識整備がない。
日本での寄付金、移転価格税制からの否認規定
- ②関係会社間でのみ発生する規定

4、進出形態別税務

- ①合併会社、100%外資企業、契約上に基づく企業活動形態
- ②一般企業、輸出加工企業(EPE)
- ③支店、駐在員事務所

5、ベトナムの税務調査

- ①税務調査の流れ
- ②一般的な指摘事項
- ③税務調査立会

④最終打合せと結着

罰則

文章による警告

罰金

不正確な申告、納期の遅れに対するもの

租税回避によるもの

租税管理、手続き違反によるもの

税務のリスク回避をうまく行っていくには、海外の担当者が国際税務について多少なりとも「この契約は事前に本社経理につないでおいた方がよいのでは…」と感じられるかどうかにある。

2016年7月11日

担当 税理士 中井 孝